

## 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡市条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（第3条第1号の外国人に係る生活保護に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であ</p>

って規則で定めるもの

老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置  
又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉措置等  
関係情報」という。）であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事  
業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」  
という。）であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の  
給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報  
（以下「母子保健養育医療給付等関係情報」という。）  
であって規則で定めるもの

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特  
定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支  
給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費等関  
係情報」という。）であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法  
律第50号。以下「難病法」という。）による特定医療費  
の支給に関する情報（以下「難病特定医療費関係情報」  
という。）であって規則で定めるもの

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する  
法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」と  
いう。）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又  
は療養費の支給に関する情報（以下「感染症医療関係  
情報」という。）であって規則で定めるもの

精神保健法による診察、入院措置、費用の徴収又は退

を

	院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報（以下「母子等福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

「

1 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（第3条第1号の外国人に係る生活保護に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である

	<p>給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法</p>

律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に、

老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報(以下「老人福祉措置等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報(以下「健康増進事業関係情報」という。)であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「母子保健養育医療給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報(以下「小児慢性特定疾病医療費等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)による特定医療費の支給に関する情報(以下「難病特定医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する情報(以下「感染症医療関係

	情報」という。)であって規則で定めるもの
	精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報（以下「母子等福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

「

13 介護保険法による 保険給付の支給、地 域支援事業の実施又 は保険料の徴収に関 する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
14 国民健康保険法に よる保険給付の支給 又は保険料の徴収に 関する事務であって 規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	重度心身障害者に係る医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
15 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの

「

13 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
14 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	重度心身障害者に係る医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
	母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
14の2 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に、



給、保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	
15 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの

」

「

18 難病法による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

18 難病法による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

に、

	の
--	---

「

20 精神保健法による 診察、入院措置、費 用の徴収、退院等 の請求又は精神障害 者保健福祉手帳の交 付に関する事務であ って規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

を

「

20 精神保健福祉法に よる診察、入院措置、 費用の徴収、退院等 の請求又は精神障害 者保健福祉手帳の交 付に関する事務であ って規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。